

## 浜松市市民音楽ホール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市市民音楽ホール条例（令和元年浜松市条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(利用許可の申請)

第2条 条例第8条の規定により浜松市市民音楽ホール（以下「音楽ホール」という。）の施設の利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名

(2) 申請者の電話番号又は連絡先

(3) 利用日時

(4) 利用施設

(5) 利用目的

(6) 利用内容

(7) 利用人員

(8) 利用責任者

(9) 利用備付物品

(10) 入場料等（これに類するもの及び資料代その他の実費を含む。）の徴収の有無及びその金額（ホール以外の施設にあっては入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）の徴収の有無）

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項に規定する申請の時期は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) ホール

ア 教育関係団体（条例別表の1の備考の1に規定する教育関係団体をいう。以下同じ。）  
利用しようとする日の属する月の13月前の月の初日（休館日に当たるときは、その翌日）から

イ 教育関係団体以外の者 利用しようとする日の属する月の12月前の月の初日（休館日に当たるときは、その翌日）から

(2) 楽屋及び控室

ア 教育関係団体 利用しようとする日の属する月の7月前の月の初日（休館日に当たるときは、その翌日）から（ホールと併せて利用しようとする場合にあっては、ホールの

申請時期と同じ。)

イ 教育関係団体以外の者 利用しようとする日の属する月の6月前の月の初日(休館日に当たるときは、その翌日)から(ホールと併せて利用しようとする場合にあっては、ホールの申請時期と同じ。)

### (3) 多目的室

ア 教育関係団体

(ア) 市長が別に定める電子情報処理組織等を使用する方法により申請する場合 利用しようとする日の属する月の7月前の月の初日から3日前まで

(イ) (ア) 以外の場合 利用しようとする日の属する月の7月前の月の初日(休館日に当たるときは、その翌日)から(ホールと併せて利用しようとする場合にあっては、ホールの申請時期と同じ。)

イ 教育関係団体以外の者

(ア) 市長が別に定める電子情報処理組織等を使用する方法により申請する場合 利用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から3日前まで

(イ) (ア) 以外の場合 利用しようとする日の属する月の6月前の月の初日(休館日に当たるときは、その翌日)から(ホールと併せて利用しようとする場合にあっては、ホールの申請時期と同じ。)

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、音楽ホールの施設の利用を許可し、その旨を申請者に通知する。

(利用許可の取消し等の申出)

第4条 音楽ホールの施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がその取消し又は変更を申し出ようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

(教育関係団体の認定申請)

第5条 条例別表の1の備考の1の規定による認定を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより市長に申請しなければならない。

(備付物品の利用料金)

第6条 条例別表の4の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第7条 条例第11条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、その利用料金は当該各号に定めるものとする。

(1) 市長が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者、精神障害者又は高齢者の団体が利用する場合 教育関係団体の利用料金に相当する額

(2) 自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。）が利用する場合 教育関係団体の利用料金に相当する額

(3) 自治会連合会（自治会の連合体のうち市長が別に定めるものをいう。）が利用する場合  
免除

(4) 地区コミュニティ協議会（地域の振興及び地域の課題の解決を図ることを目的とする団体のうち市長が別に定めるものをいう。）が利用する場合 免除

(5) 全市域又は地域社会において、市の施策と一体となって地域福祉の向上又は地域の安心若しくは安全に取り組んでいる団体のうち市長が別に定めるものが利用する場合 教育関係団体の利用料金に相当する額

(6) 市民の福祉の向上又は市民の安心若しくは安全に係る法令等に基づき設置され、又は活動している組織で市の施策と一体となって活動しているもののうち市長が別に定めるものが利用する場合 教育関係団体の利用料金に相当する額

2 前項の規定は、次に掲げる利用料金については、適用しない。

(1) 条例別表の1の備考の5及び6並びに同表の2の備考の2に規定する場合の利用料金

(2) 条例別表の3に規定するホール冷暖房装置の利用料金

(3) 条例別表の4に規定する備付物品の利用料金

(4) 条例別表の5に規定する駐車場の利用料金

3 利用料金の減免を受けようとする者は、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

（利用料金の還付）

第8条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第1号に掲げる場合にあつては、条例第10条第5項に規定する利用予納金は、還付しない。

(1) 利用者が利用しようとする日の10日（ホールにあつては、120日）前までに利用の許可の取消しを申し出た場合

(2) 指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由により利用することができなくなった場合

2 利用料金の還付を受けようとする者は、前項第1号の規定による場合を除き、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

（事業報告書の提出期限）

第9条 浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第9条の規則で定める期間は、毎年度終了後45日以内とする。

（遵守事項）

第10条 音楽ホールを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで、物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員等の入室)

第11条 利用者は、職員又は指定管理者が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第8条第1項ただし書の規定は、条例附則第1項ただし書に規定する規則で定める日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から条例附則第1項ただし書に規定する規則で定める日の前日までの間におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条の見出し	利用料金	使用料
第7条の見出し並びに同条第1項及び第2項	利用料金	使用料
第7条第3項	利用料金	使用料
	文書等	文書
	指定管理者	市長
第8条の見出し	利用料金	使用料
第8条第1項第2号	指定管理者	市長
第8条第2項	利用料金	使用料
	文書等	文書
	指定管理者	市長

附 則 (令和2年12月14日浜松市規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表（第6条関係）

（令2規則76・一部改正）

## 1 ホール

種別		利用区分	金額	摘要
照明設備	調光装置	午前・午後・夜間 各1回につき	円	1式
			4,340	
	ローアホリゾンライト		2,200	1列
	サスペンションライト		200	1台
	フロントサイドライト		200	
	センターピンスポットライト	2,880		
映写設備	プロジェクター		7,300	1式 スクリーンを含む。
	スクリーン		1,360	1枚
音響設備	音響調整装置		4,340	1式
	マイクロホン	コンデンサー型	1,040	1本
		ダイナミック型	620	
	マイクロホンスタンド		100	
	つりマイクロホン装置		1,360	1式 マイクロホンは、含まない。
	ワイヤレスマイクロホン装置		2,200	1式 マイクロホン1本を含む。
	録音再生機器		1,330	1式
	移動型ミキサー		2,880	
ステージスピーカー		2,880		
舞台設備	音響反射板		2,880	1式
	金びょうぶ		1,360	1双
	銀びょうぶ		1,360	
	演台		620	1台
	司会者台		310	
	花台		200	

	平台		200	
	ひ毛せん		200	1枚
楽 器	フルコンサートグランドピアノ		7,220	1台 調律代は、含まない。

## 2 多目的室

種別		利用区分	金額	摘要
映 写 設 備	プロジェクター	1日1回に つき	円 1,100	1台
	スクリーン		550	1枚
音 響 設 備	音響装置		1,100	1式
	マイクロホン		550	1本 マイクロホンスタン ドを含む。
楽 器	グランドピアノ		4,340	1台 調律代は、含まない。

## 3 その他共用

種別		利用区分	金額	摘要
楽 器	ティンパニー	1日1回に つき	円 1,040	1台
	シロフォン		1,040	
	マリンバ		2,090	
	グロッケン		1,040	
	ビブラフォン		1,570	
	チャイム		1,570	
	バスドラム		1,040	
	どら		1,040	
	ドラムセット		1,040	1式
そ の 他	指揮台	310	1台	
	譜面台	10		
	電気コンセント	200	1口	

備考 ホールにおいて利用する場合の利用区分については、「1日1回につき」とあるのは、「午前・午後・夜間各1回につき」とする。